

# 船舶事故調査報告書

令和4年10月19日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡				
発生日時	令和4年3月5日 11時05分ごろ（死亡時刻：13時41分）				
発生場所	不明（佐賀県唐津市小川島北端付近）				
事故の概要	漁船第八長福丸は、一本釣り漁を行う目的で出港した後、船長が落水して溺死した。				
事故調査の経過	令和4年3月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。				
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八長福丸、4.4トン NS3-74294（漁船登録番号）、個人所有 11.59m (Lr) × 2.71m × 0.90m、FRP ディーゼル機関、302kW（動力漁船登録票による）、平成16年1月23日				
乗組員等に関する情報	船長 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年4月17日 免許証交付日 平成29年6月15日 （令和4年8月27日まで有効）				
死傷者等	死亡 1人（船長）				
損傷	船底部外板等に亀裂（全損）				
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約2.5m 佐賀地方気象台唐津地域気象観測所（本船が乗り揚げた場所の南南東方約9.2海里（M））の風向及び風速の観測値は、次のとおりであった。				
	日時	平均		最大瞬間	
		風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)
	5日 09:00	南東	1.6	南東	3.4
	09:30	西	2.7	西	6.9
	10:00	西北西	4.2	西北西	10.2

10:30	西北西	6.9	西北西	12.7
11:00	西北西	6.0	西北西	11.2
11:30	西北西	4.4	北西	9.4
12:00	西北西	6.4	北西	11.2
12:30	北西	6.7	北西	11.1
13:00	北西	4.5	北西	10.5
13:30	西	3.7	西北西	9.7
14:00	西北西	5.4	北西	12.2

全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）による玄界灘（本船が乗り揚げた場所の北東方約35M）の波浪観測値は、次のとおりであった。

日時	有義波*1		波向
	波高 (m)	周期 (s)	
5日 07:00	1.59	5.7	西北西
08:00	1.68	5.9	西北西
09:00	1.84	5.4	西
10:00	2.04	5.7	北西
11:00	2.20	5.9	西
12:00	2.13	5.9	西
13:00	2.28	6.2	西
14:00	1.84	6.0	西北西

長崎県壱岐市には、3月4日07時10分に強風注意報が、15時54分に波浪注意報が、また、唐津市には、07時12分に強風注意報がそれぞれ発表され、本事故当時いずれも継続中であった。

#### 事故の経過

本船は、船長が1人で乗り組み、さわら一本釣り漁を行う目的で、令和4年3月5日05時50分ごろ壱岐市印通寺港を出港した。

小川島の素潜り漁師（以下「目撃者」という。）は、当日、時化のため素潜り漁を休み、小川島西岸付近の丘から海を見ていたところ、11時00分ごろ同島北端付近の西側の水深が浅い所に本船がいることに気付き、荒れた海にいることに疑問を感じて眺めていると、本船が北東方に向かって航行し始めた後、右転して、11時05分ごろ佐賀県唐津市アザメノ鼻に乗り揚げるところを目撃した。

目撃者は、船舶では本船の乗組員の救出が不可能と考え、自身が所属する漁業協同組合（以下「漁協A」という。）に防災ヘリコプターの出動を依頼するよう連絡して、車でアザメノ鼻に向かった。

漁協Aの職員は、目撃者から連絡を受けて、11時17分ごろ漁協

\*1 「有義波」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高い方から順に全体の1/3の個数の波を選び、これらの波高及び周期を平均したものをいい、1/3最大波ともいう。

	<p>Aの組合長（以下「組合長」という。）に本船の乗揚について連絡した後、バイクでアザメノ鼻が見えるところまで行き、乗り揚げて傾いている本船を確認して、11時23分ごろ海上保安庁へ通報した。</p> <p>組合長は、11時30分ごろバイクでアザメノ鼻に着き、船首を西方に向けて乗り揚げている本船を認めて、本船の乗船者がいないか捜していたところ、本船の右舷船尾方から船首方に向かって海上を漂流する船長を認めたものの、波が高くて船長を救助することができず、浅瀬を漂流しながら時折海面下に潜ってしまう船長を見失わないように注意しながら、防災ヘリコプターの来援を待った。</p> <p>船長は、来援した防災ヘリコプターに13時05分ごろ揚収された後、唐津市内の病院に搬送されたものの、13時41分ごろ死亡が確認され、医師により溺死と検案された。</p> <p>本船は、後日、サルベージ会社の台船に揚収された後、廃船となった。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長が所属する漁業協同組合（以下「漁協B」という。）では、本事故当日、約10隻の僚船がさわら一本釣り漁に出て、漁を行ってから帰港していた。</p> <p>漁協Bの組合員は、各自の判断で、<sup>な</sup>吉岐市名島付近や、福岡県沖及び佐賀県沖等の漁場を選び、漁を行っていた。</p> <p>船長の家族は、船長が年々足腰の痛みが増してきたと言っていたものの、本事故当日は、ふだん漁に行くときと同じように見えた。</p> <p>船長は、本事故前、今年は唐津沖がよく釣れると聞いていたので、家族には、唐津沖での漁に行くという話をしていた。</p> <p>乗り揚げていた本船は、クラッチレバーが前進に入り、スロットルレバーが微速力の状態であった。</p> <p>目撃者は、北東進している本船を見ていた際、操舵室内は見えなかったものの、操縦者がいて普通に操船して航行していると思った。</p> <p>船長は、組合長によって発見された際、救命胴衣を着用しておらず、カッパのズボンを履いていたが、揚収された際、カッパのズボンが脱げており、また、目撃者は、アザメノ鼻に駆けつけた後、救命胴衣らしき物が本船の近くから沖の方へ漂流して行くのを認めていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、強風注意報及び波浪注意報が発表されている状況下、05時50分ごろ印通寺港を出港し、唐津沖でさわら一本釣り漁を行った後、小川島北端付近を航行していたものと考えられる。</p>

	<p>本船は、11時00分ごろ浅瀬から北東方へ航行した後、右転して、11時05分ごろアザメノ鼻に乗り揚げたところを目撃されたことから、本船が高い波を受けて動揺した際、船長が本船から落水した可能性があると考えられるが、本船が乗り揚げた後に船長が落水したか、船長が落水したことにより本船が乗り揚げたかについては、船長が落水した状況を目撃した者がおらず、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>唐津市には、07時12分強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であったことから、本船は、高い波が発生している海域を航行し、船体が大きく動揺していたものと考えられる。</p> <p>本事故当日は波が高く、浅瀬を漂流している船長の揚収が困難な状況であり、船長が組合長によって発見された際に履いていたカップのズボンは、揚収されたときには脱げており、落水前には救命胴衣も着用していたものの、落水後に脱げた可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が小川島北岸付近を航行中、唐津市に強風注意報が発表されて風が強く、海上が時化していた状況下、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、強風注意報及び波浪注意報などが発表されているときは、出港を控えること。</li> <li>・ 船長は、出港後、気象及び海象が悪化した場合、操業を中止し、可能な限り早めに帰航するよう心掛けること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

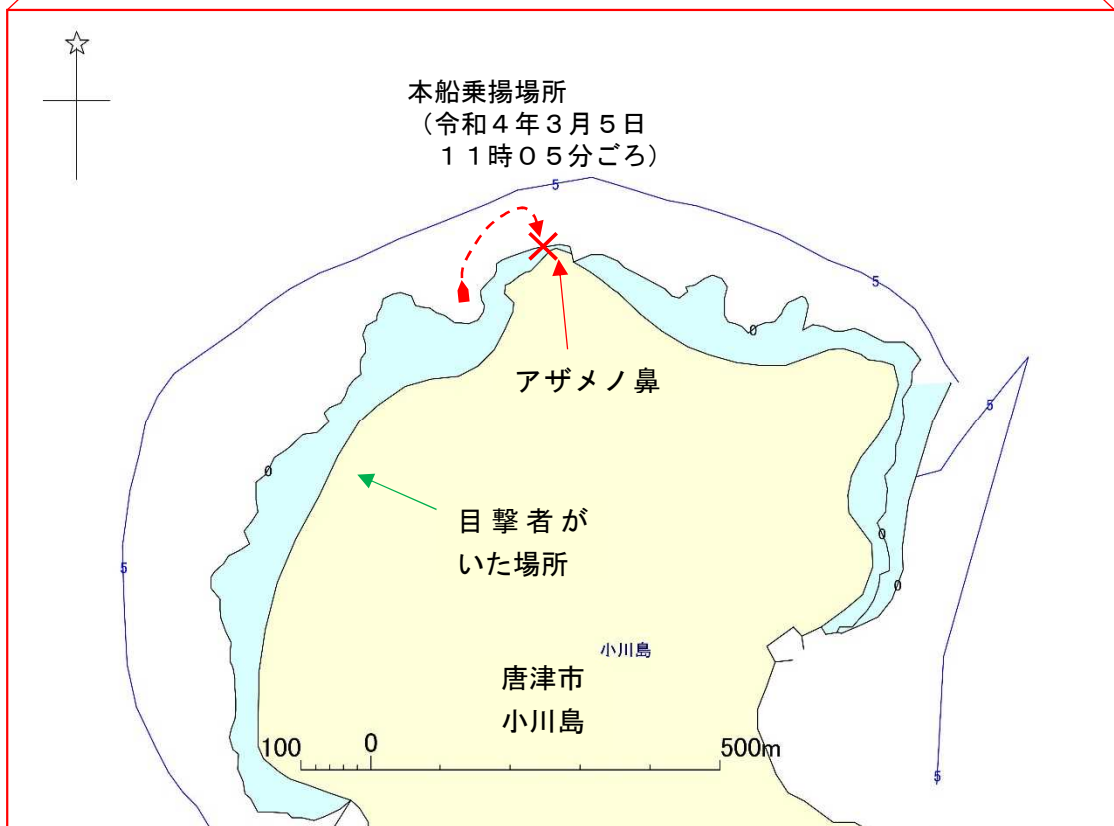
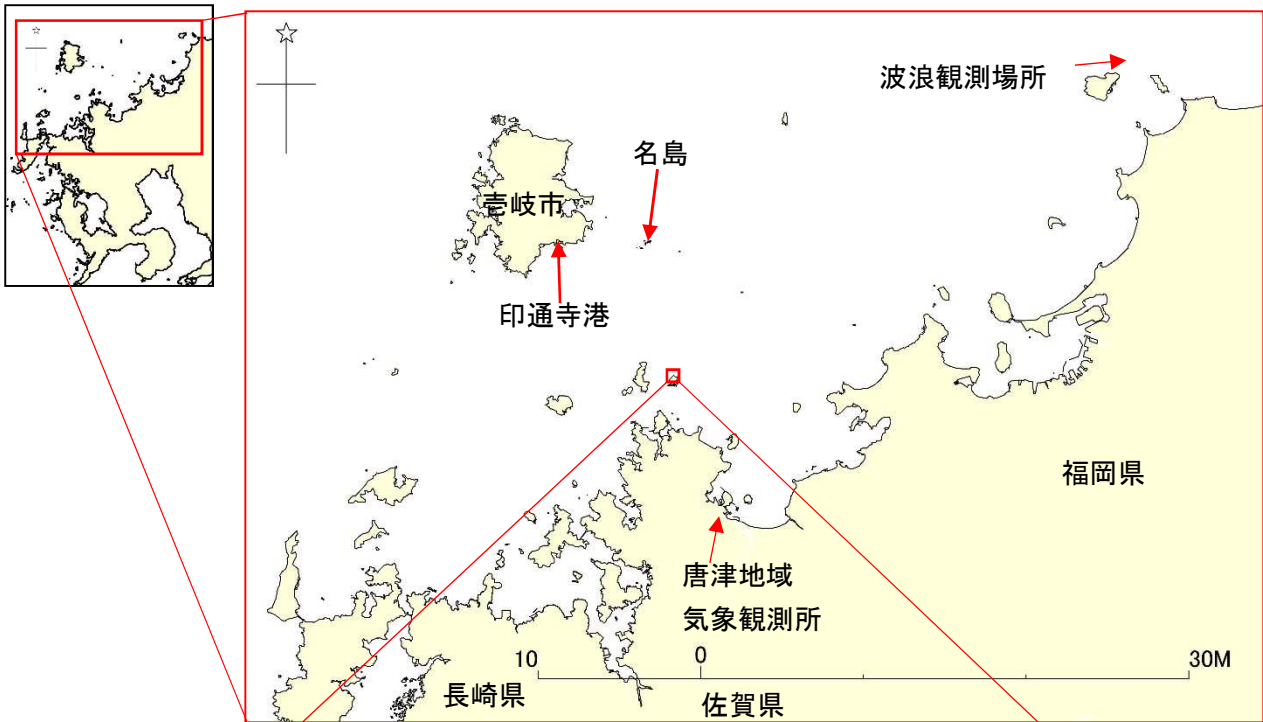


写真1 本船



海上保安庁提供